

一般社団法人至誠会「至誠会賞海外留学助成」規則

- 第1条 一般社団法人至誠会「至誠会海外留学助成」は、医学、看護の学術研究の普及と推進を目的とし、当法人の資金をもって助成を行う。
- 第2条 至誠会海外留学助成の英文表記は、The Scholarship Fund to Study Abroad, SHISEIKAI とする。
- 第3条 助成金の授与は、毎事業年度3名までとする。
- 第4条 助成金の額は、被授与者一人あたり原則50万円とする。
- 第5条 申請資格は、申請締切時に原則満50歳未満の女性で、次の条件を満たす者とする。
- (1) 医学又は看護の教育若しくは研究に従事し、その成果が更に期待できる者
 - (2) 勤務する教育・研究機関等から推薦を得られる者
 - (3) 前号の規定に係わらず、本助成の受賞歴がある者、一般社団法人至誠会正会員でない東京女子医科大学医学部卒業生については、申請資格を有しない。
- 第6条 留学期間は原則1年とする。
- 第7条 申請に必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 申請書
 - (2) 履歴書（写真貼付）
 - (3) 誓約書
 - (4) 留学先からの受入承諾書の写し
 - (5) 推薦状
 - (6) 業績目録
 - (7) 主な自著または共著論文の別刷 2編
- 第8条 申請受付期間は、毎年2月1日から3月末日までとする。
- 第9条 選考委員会は、毎年4月に開催する。
- 2 選考委員会は申請書を審議の上、被授与者を選考し、理事会に報告する。
 - 3 被授与者への結果の通知は、選考委員会開催後4日以内に行うものとする。
 - 4 助成金の授与は、6月末日までに行うものとする。
- 第10条 被授与者は、帰国後2ヵ月以内に研究成果報告書を本会に提出し、当該報告書を機関誌『女醫界』に掲載することを承諾する。
- 2 被授与者は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合には、本会に届け出なければならない。
- 第11条 次のいずれかに該当する時は、給付した助成金の返還を求めることがある。
- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給付を受けたことが判明したとき。
 - (2) 助成金をその目的以外に使用したとき

- (3) 6カ月に満たない期間で留学を取りやめ帰国したとき
- (4) 第10条各号に定める被授与者の義務を怠ったとき
- (5) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと当会が判断する事実があったとき

第12条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の承認を得て行う。

平成29年12月28日 定例理事会承認